

大和市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により市道の路線を次のとおり変更し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を変更し、及び同条第2項の規定により令和3年1月8日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市都市施設部道路・河川管理課において、令和3年1月8日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

大和市長 大木 哲

| 路線名 | 旧 | 起 点 | 終 点 | 幅 員 | 延 長 |
|--------|---|-------------------|--------------------|-----------|------------|
| | 新 | | | | |
| 下福田40号 | 旧 | 福田字甲五ノ区 954番2先 | 福田字甲五ノ区 1003番先 | 3.34 m | 94.59 m |
| | 新 | 福田字甲五ノ区 954番2先 | 福田字甲五ノ区 1009番4先 | 3.34 | 19.78 |